第八十七条の見出しを「（指定国際会計基準に係る特例）」に改め、同条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　指定国際会計基準

第八十八条の見出しを「（指定国際会計基準に関する注記）」に改め、同条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、同条を第八十七条の二とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第八十八条　修正国際基準特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第八十八条の二　修正国際基準に準拠して作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

二　修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

様式第1号記載上の注意5．(2)中「又は中間純利益若しくは中間純損失」を「、中間純利益若しくは中間純損失又は親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失」に改める。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」を「第六章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十三条の二）」に改める。

第一条第一項中「において指定国際会計基準」を「若しくは第九十四条の規定により修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準」に改める。

第一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の特例）」を付し、同条各号列記以外の部分中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「第六章」を「第六章第一節」に改め、同条第一号イ中「に限る」の下に「。次条第一号イにおいて同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第九十三条の見出しを「（指定国際会計基準に係る特例）」に改め、同条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　指定国際会計基準

第九十四条の見出しを「（指定国際会計基準に関する注記）」に改め、同条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、同条を第九十三条の二とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第九十四条　修正国際基準特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第九十四条の二　修正国際基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

二　修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第四条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の二中「第九十三条」の下に「又は第九十四条」を加える。

第四条第二項中「同じ。）」の下に「若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の三項を加える。

22　監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

23　前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24　第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第一条の二の二（見出しを含む。）中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第八章の章名中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第百二十九条（見出しを含む。）及び第百三十条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第一条の二中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第六章の章名中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第七十四条（見出しを含む。）及び第七十五条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。